



休暇制度(産休継続、結婚休暇の期間)、教員同様に事務職員にも適用される! 市教組は、北九州市の全ての教職員のために 2025年度確定交渉受結する!④

【最終交渉で妥結したもの】のつづき

(3)特別休暇

ア職員の結婚又はパートナーシップ形成の取得可能期間

小中特支学校事務職員等

移管する日の前日	移管する日
結婚等の日は休暇の期間内のいずれかの日又は休暇の期間に連続する日でなければならない	休業日を除き 5 日以内の引続く日で、結婚等の 5 日前から結婚等の 6 月を経過するまでの間

イ職員の出産(産前休暇)の継続可能期間

小中特支学校事務職員等

移管する日の前日	移管する日
制度なし	産前休暇の未消化分は産後継続可能(多胎妊娠を除き上限 6 週)

(4)育児時間の取得単位

小中特支学校事務職員等

移管する日の前日	移管する日
1回につき 45 分以内、1日 2 回まで取得可能	1回につき 45 分以内、1日 2 回まで取得可能 (30 分・60 分の分割取得が可能)

(5)高齢者部分休業

小中特支学校教員、小中特支学校事務職員等

移管する日の前日	移管する日
週 24 時間 35 分	週 31 時間
週 23 時間 15 分 から選択	週 24 時間 35 分 週 23 時間 15 分 から選択

(6)暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間

小中特支学校教員、小中特支学校事務職員等

移管する日の前日	移管する日
週 24 時間 35 分	週 31 時間
週 23 時間 15 分	週 24 時間 35 分
週 15 時間 30 分 から選択	週 23 時間 15 分 週 15 時間 30 分 から選択

2025 年度「給与改定等の大綱」交渉を振り返って

- 「教員特別手当の担任加算」については、担任だけが学級運営に関わっているのではないので、「広く浅く担任以外の教職員にも加算するべきだ」と交渉したが、回答では「担任」に限定された。今後の現場の状況を把握し、組合員からの声を集め、交渉を続けていく。
- 「主務教諭」新設については、「教員の待遇改善」の項目の中に示されているので、真の待遇改善となるよう、職務内容について学校現場の状況をふまえ、調査研究を重ねるよう要望した。
- 「生理休暇」については、名称を「女性職員のヘルスケア」に、通称「ライフサポート休暇」となりより休暇申請がしやすくなった。また、取得要件についても生理または PMS(月経前症候群)も加わった。これら 2 点は交渉が生かされた点であるが、権限移譲後訴え続けている「日数変更 2 日から 3 日へ」は実現しなかった。今後も交渉を続けていく。
- 「子育て支援休暇」については、取得要件を 15 歳まで拡充を目指し交渉を行ったが、認められたのは「障がい」のある子だけだった。半歩前進ではあるが、今後も交渉を続けていきたい。また、会計年度任用職員は、子どもが何人いても一人分の「休暇」しか取得できない。そのおかしさを訴えていったが改善されなかった。これからも交渉を続けていく。
- 会計年度任用職員は、毎年「雇い止め」の不安を抱えながら勤務している。その「不安」を少しでも改善できる手立てはないのか、教育委員会と協力して取り組んでいきたい。

★ 3 年ぶりの 3% を超える
大幅なベースアップ!

★ 権限委譲以来 8 年間訴え続けてきた
【教員だけに認められていた「産休継続」「結婚休暇の期間」】が事務職員にも認められました!!

私たち北九州市教職員組合は、北九州市の全ての教職員の「賃金と勤務労働条件を改善して働きやすい職場」をつくるために存在しています。私たちが要求している項目の多くが解決できたわけではありませんが、みなさんの働く現場の実態を具体的に届けることによって、毎年「勤務労働条件の改善」「諸権利の拡大」そして「給与のベースアップ」につなげています。市教組はこれからも、働きやすく、働きがいのある学校現場とするために闘い続けていきます。

わからないこと・困ったことがあつたら… 何でも気軽にお問い合わせください!

